

貸借対照表

2022 年 12 月 31 日 現在

ciRobotics株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【 流 動 資 産 】	[157,908]	【 流 動 負 債 】	[96,989]
現金及び預金	9,810	買掛金	15,879
売掛金	64,636	未払金	4,907
契約資産	12,584	未払費用	1,216
原材料	58,325	関係会社短期借入金	70,000
仕掛品	3,263	未払消費税等	3,715
前渡金	6,724	預り金	790
未収還付法人税等	219	賞与引当金	388
その他	2,503	その他	91
貸倒引当金	△ 159		
【 固 定 資 産 】	[34,786]		
(有 形 固 定 資 産)	20,410	負 債 合 計	96,989
建物附属設備	126	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	13,056	【 株 主 資 本 】	[95,704]
機械装置	7,228	資本金	45,000
(無 形 固 定 資 産)	11,008	資本準備金	35,000
ソフトウェア	2,507	利益剰余金	15,704
ソフトウェア仮勘定	7,587	その他利益剰余金	15,704
その他無形固定資産	913	繰越利益剰余金	15,704
(投 資 そ の 他 の 資 産)	3,367	純 資 産 合 計	95,704
繰延税金資産	3,367	負 債 ・ 純 資 産 合 計	192,694
資 産 合 計	192,694		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【 重要な会計方針 】

1 . 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 仕掛品 個別法

- ・ 原材料 総平均法

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10	年
工具、器具及び備品	2～10	年
機械装置	14	年

(2) 無形固定資産

- ・ 自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

4 . 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

フロービジネス

請負契約

特殊ドローン、自動走行ロボットの製造販売については、顧客との間で請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づく製品の製造販売であります。

当該製品の製造販売については、顧客の利用目的に応じたカスタマイズが含まれており、義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じ、進捗した部分に対する対価を収受する強制力のある権利を有することから、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充

足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

製品の販売

農薬散布ドローン、測量ドローン、及び点検修理等の付随サービスの提供については、主な履行義務は製品の引渡及び付随サービスの役務提供であり、当該履行義務は、製品の引渡及び付随サービスの提供が完了し顧客が検収した時点で履行義務が充足されるため、顧客の検収完了時点で収益を認識しております。

【 会計方針の変更に関する注記 】

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これに伴い、請負契約に関して、従来、契約の進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準(契約進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ 5,441 千円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

【 収益認識に関する注記 】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「【重要な会計方針】4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【 貸借対照表に関する注記 】

有形固定資産の減価償却累計額

27,050 千円

【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,600 株	- 株	- 株	1,600 株

【 当期純損益金額 】

当期純利益

4,060 千円